

注記 (多古町 令和5年度 連結会計)

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な土地、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で取得価額が不明なものは備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得価額

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当するものではありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当するものではありません。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に千葉縣市町村総合事務組合（退職手当事業）に対する積立不足額から基金運用額相当額を控除した残額を加算した金額を計上しています。

なお、千葉縣市町村総合事務組合（退職手当事業）については、基金の持分比率がマイナスのため、連結しておりません。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当するものではありません。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（多古町公金管理運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。

ただし、水道事業会計、国保多古中央病院事業会計及び一部の連結対象団体については、税抜き方式によっています。

② 物品の計上基準

購入、寄付、購入より増加した車両、船舶、取得価額又は見積価額が 50 万円（消費税を含む）の備品の場合に資産として計上しています。

③ ソフトウェアの計上基準

取得価額が 300 万円を超える場合に資産として計上しています。

④ 工作物及び建物附属設備の計上基準

原則として取得価額が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。

II 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当する事象はありません。

(2) 表示方法の変更

該当する事象はありません。

III 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等の内容

該当する事象はありません。

IV 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

学校給食センター事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

国保多古中央病院事業会計

千葉県市町村総合事務組合（一般会計・退職事業以外）

千葉県市町村総合事務組合（千葉県自治研修センター特別会計）

千葉県市町村総合事務組合（千葉県市町村交通災害共済特別会計）

千葉県後期高齢者医療広域連合

香取広域市町村圏事務組合

東総衛生組合

匝瑳市ほか二町環境衛生組合

株式会社多古

株式会社ティ・ティ・エス

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。